

平成21年度から 介護保険料が 変わります

介護保険料の見直しが行われ、平成21年度の介護保険料が改定されました。介護保険料の改定は、今までの介護給付実績をもとに、平成21年度から23年度までの3年間に市民の方が利用する介護給付費を推計し、保険料を算出します。

介護給付費の増加に伴い 介護保険料も増加

介護給付費は全国的に年々増加の一途をたどっており、佐渡市においても例外ではありません。

市でも急速な高齢化に伴い、要介護・要支援認定者数が増加しており、施設等の介護サービス基盤の整備を進めています。

これらに加え、介護報酬の改定により

介護給付費が増加する見込みから、この費用にあてられる介護保険料を引き上げることとなりました。

改定により基準となる保険料は、年額4万9000円（9400円増）です。また、所得の低い方の負担能力に配慮し、第4段階を2つに細分化した新しい6段階区分制となります。

年度当初は仮の保険料です

年度当初は、保険料の算定基礎となる前年の合計所得等が確定していないため、仮の保険料を納めていただくこととなります。

○特別徴収（年金からの天引き）

4、6、8月は、平成20年度2月と同じ額となりますが、本徴収期（10、12、翌2月）の額が大きく増減すると予想される方は、6、8月の額が変更されます。

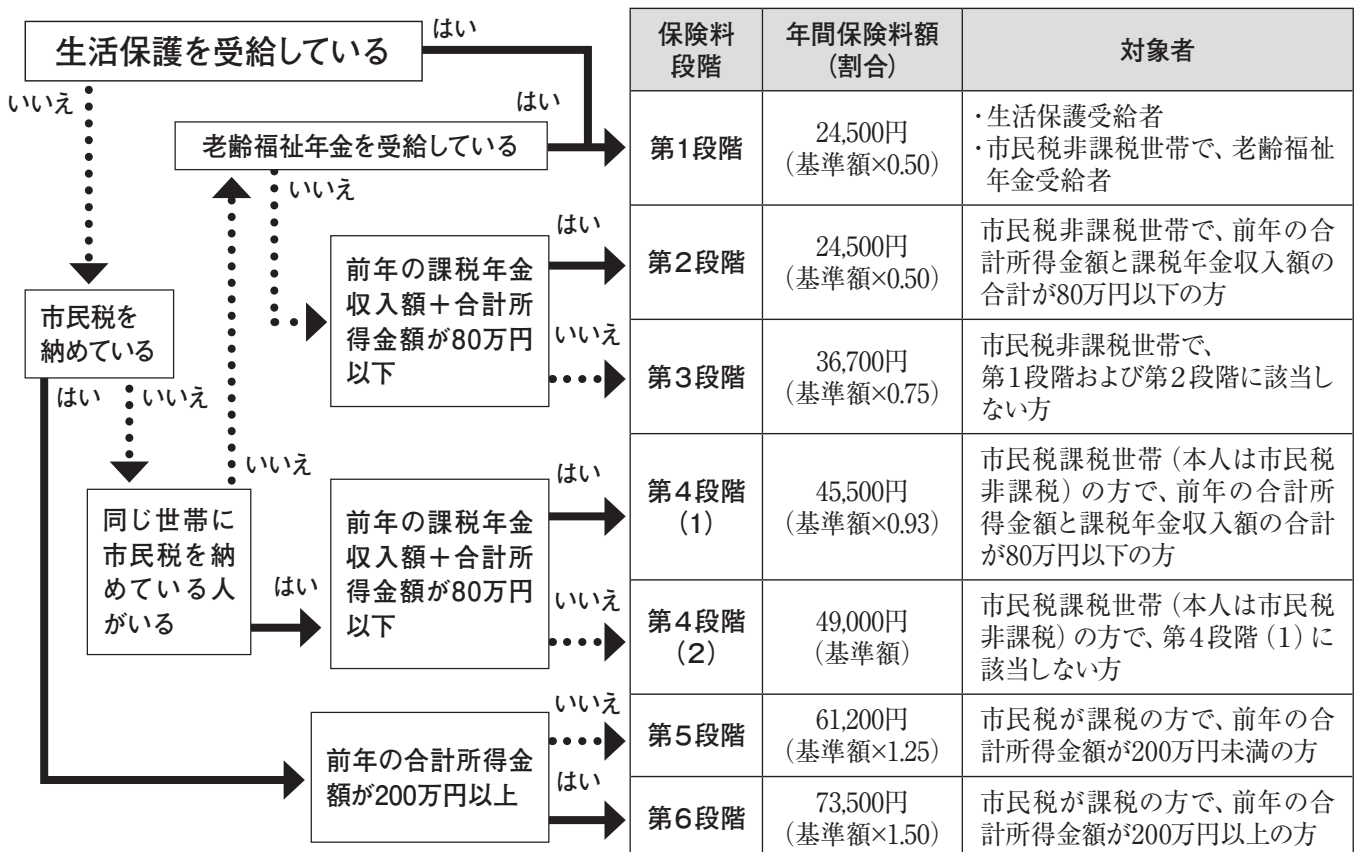
○普通徴収（納付書または口座振替による納付）

4、6月の保険料額は、平成20年度の保険料段階に基づき、保険料年額相当の6分の1ずつの額となっています。

保険料の正式決定は8月

保険料の決定は市民税が確定する6月を待って、8月に正式決定します。

保険料確定後、普通徴収の方は8月以降の納期で、特別徴収の方は10月以降の納期で差額を調整し、個人あてに通知されます。



※介護報酬改定の影響を抑制するため、特別対策の実施により保険料は毎年変更になります。